

日本赤十字広島看護大学公的研究に係る内部監査要綱

(平成20年2月12日運営会議決定)

(令和3年12月21日経営会議決定)

(趣旨)

第1条 公的研究費の内部監査に関する取扱いについては、日本赤十字広島看護大学公的研究費運営・管理規程(平成19年11月1日施行)(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この取扱要綱による。

(定義)

第2条 この要領において「通常監査」とは、書類上の調査を行う監査のことをいう。

2 この要領において「特別監査」とは、書類上の調査にとどまらず、実際の公的研究費使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的な監査をいう。

(内部監査部門の体制)

第3条 最高管理責任者は、日本赤十字広島看護大学公的研究費運営・管理規程第20条に基づき公的研究の適正な運営・管理を行うため直轄の内部監査部門を設置する。

2 内部監査部門の監査員は、研究倫理・審査委員会の委員及び事務局の係長以上の職員をもってあてる。

3 監査体制に内部監査実施責任者(以下「責任者」という。)を置き、事務局次長を充てる。

4 最高管理責任者は、監査を行うにあたり必要があるときは、上記以外の教職員を、監査員に任命することができる。

5 内部監査部門は、防止計画推進部署と連携し、機関の実態に即して不正発生要因を分析する。また、専門的な知識を有する者を活用して、内部監査の質の向上を図る。

6 内部監査部門は、公的研究費の管理体制に不備がないか検証を実施する。

7 内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたりスクアプローチ監査を実施する。

(監査の方法)

第4条 監査は、通常監査又は特別監査とし、内部監査マニュアルに基づき監査を行う。

2 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング等を通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図る。

(監査員の権限)

第 5 条 監査員の権限は、次のとおりとする。

- (1) 監査員は、監査対象者の関係者に対し帳票及び諸資料の提出又は事実の説明その他監査実施上必要な要求を行うことができる。
- (2) 監査員は、必要により監査対象者以外の関係者に対し、実査、立会、確認及び報告を求めることができる。
- (3) 前項第 1 号及び第 2 号の要求を受けた者は、正当な理由なくしてこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。
- (4) 監査員は、監査の遂行上必要と認められた場合に限り、業務に関する会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

(監査計画書)

第 6 条 責任者は、予め監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要な事項を記載した監査計画書を作成し、最高管理責任者の承認を得なければならない。ただし、臨時監査については、この限りではない。

(意見の聴取)

第 7 条 監査員は、監査終了後、監査対象者に対して監査の結果を説明し、意見があるときは、十分その意見を聴取し、監査報告に役立てる。

(結果報告)

第 8 条 監査員は、監査終了後、合理的証拠に基づき、速やかに監査報告書を作成し、最高管理責任者に報告するものとする。

(監査結果の通知及び改善等)

第 9 条 最高管理責任者は、監査報告書の内容について、対象の構成員に通知する。

- 2 前項の場合において、改善のための対策、措置等を講ずる必要があると認めるときは、当該対策、措置等を講じるよう併せて通知する。
- 3 対象の構成員は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該措置等を実施し、その結果を責任者に書面により回答しなければならない。
- 4 責任者は、前項の回答があったときは、当該回答を最高管理責任者に報告する。

(監査員の守秘義務)

第 10 条 監査員は、監査により知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(監事及び会計監査人との関係)

第 1 1 条 責任者は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費等の運営・管理の在り方について定期的に意見交換を行う。

2 監事は、業務監査の観点から、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の方法について実効性の面から検証し、最高管理責任者は監事からの意見を受けなければならない。

(補則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。

(要綱の改廃)

第 1 3 条 この要綱の改廃は、経営会議の議を経て、最高管理責任者が行う。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 2 月 9 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から実施する。

「日本赤十字広島看護大学における公的研究費の内部監査に関する取扱要領 (平成 2 0 年 2 月 1 2 日大学運営会議決定)」は廃止する。